

## 大和市立病院売店等設置運営業務に係る基本仕様書

### 1. 業務名

大和市立病院売店等設置運営業務

### 2. 大和市立病院の概要

- (1) 所在地: 神奈川県大和市深見西八丁目3番6号
- (2) 病床数: 一般病棟(164室) 393床
- (3) 建物概要: SRC造り 地下1階、地上7階 27,110.982m<sup>2</sup>
- (4) 休診日: 土・日・祝祭日・年末年始
- (5) 患者数: (入院) 1日平均: 274.7人 (R6年度実績)  
280.1人 (R5年度実績)  
(外来) 1日平均: 739.7人 (R6年度実績)  
759.8人 (R5年度実績)
- (6) 職員数: 552人 (令和8年1月1日現在)

### 3. 貸付方法

地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付とする。

### 4. 使用許可面積

使用許可総面積		(最大) 267.066m <sup>2</sup>
(内訳)	大和市立病院2階現食堂(厨房含む)	252.000m <sup>2</sup>
	自動販売機設置等 (地下1階、1階、3階、4階、6階) ※自動販売機設置等として使用する場合にのみ使用許可する。	(最大) 15.066m <sup>2</sup>

※自動販売機設置等の有無により使用許可面積が変動する。

### 5. 貸付期間及び貸付料等

- (1) 令和8年4月1日から令和18年3月31日までとする。

※店舗工事期間中は、売店事業に空白期間が生じないよう、2階現食堂イートインスペースに仮店舗を設置することができる。そのほか、工事完了後の店舗営業開始時期等については、病院と協議の上、決定する。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該貸付の契約を取消し又は変更することができる。

- ①公用又は公共用に供するため、貸付物件を必要とするとき。

- ②使用許可条件に違反する行為があると認められるとき。
- ③公募参加資格の詐称その他不正な手段により貸付の契約に至ったとき。
- (2) 売店等の設置及び撤去等に要する期間についても、貸付期間に含むものとする。  
ただし、この期間も物販の提供は実施すること。
- (3) 貸付料（消費税及び地方消費税込）として、月の売上実績額（消費税及び地方消費税込）に提案した一定の率を乗じて得た額を支払うこと。
- (4) 運営事業者は、毎月指定する日までに前月の売上実績を病院に書面をもって報告し、納付すること。
- (5) 売店等については、病院の了承を得た上で運営事業者にて運営上必要となる空調設備や冷蔵機器、調理機器等を設置すること。ただし、既存設備を継続して利用したい場合は、病院と別途調整すること。
- (6) 店舗の設置（設備、什器、備品等含む）にかかる費用は、運営事業者の費用負担によるものとする。また、運営事業者の都合による内装等の変更及び改修等については、事前に病院と協議の上、工事費用等は運営事業者が負担すること。
- (7) 内線電話については、病院が設置することとするが、店舗に外線電話（FAX、通信回線を含む。）を設置する場合は、病院と協議すること。また、外線電話の工事費用、通信機器等は運営事業者が負担すること。
- (8) 貸付料等の振込手数料は運営事業者が負担すること。

## 6. 売店の使用条件等

- (1) 営業日及び営業時間  
売店の営業日は原則年中無休とし、職員が24時間利用できるようにすること。  
※夜間及び深夜帯については無人レジでの対応可能（時間設定は要協議）とする。  
ただし、年末年始は別途協議すること。なお、臨時的な休業日等が生ずる際には、事前に病院の承認を得ること。
- (2) 営業開始日  
令和8年4月1日以降、店舗工事完了後速やかに開始すること。
- (3) 店舗等の設置、改修等  
店舗の設置（設備、備品等含む）、マスク自動販売機、飲料自動販売機及び備品等の更新、店舗内改修、修繕、模様替えその他、原型を変更する行為を行う場合には、事前に病院の承諾を得なければならない。  
また、前記の作業を行う場合には、通路幅や商品の陳列、提供について車椅子利用者等に十分配慮するなど、病院業務に影響が無いようにして行い、作業完了後は、その完了した旨を病院に報告すること。  
なお、原状回復は速やかに行うこと。

#### (4) 衛生管理

関係法令等を遵守し、衛生管理を徹底すること。また、業務従事者に対しては、病院という施設の特殊性を考慮し、定期的に健康診断を実施するとともに、院内感染防止対策を講じて作業を行うこと。万が一、業務従事者が感染症等に感染した場合には、即時に病院へ報告の上、病院の指示に従い、当該業務従事者への措置並びに他の者に感染することが無いような感染対策を迅速に講ずること。なお、これらの措置に係る費用は、運営事業者の負担とする。

#### (5) 商品の搬入・搬出

商品の搬入及び廃棄物等の搬出を行う際は、通行者や他の車両の妨げにならないよう配慮すること。搬入時間、停車場所及び搬入出経路は、事前に病院の指示に従うこと。

#### (6) 販売品目

次に掲げる販売品目を提供しなくてはならない。なお、販売品目の内容は、貸付期間中に見直す場合がある。

- ①診療材料（薬機法に定める届出、許可が必要なものは除く。）
- ②食品（弁当・菓子等）、飲料
- ③日用品（洗面用具・化粧品等）
- ④衣料品（パジャマ・下着等）
- ⑤雑誌、本、新聞、印紙、切手等
- ⑥その他、販売品目の追加を行う場合には病院の許可を得ること。

#### (7) 販売を禁止するもの

院内の安全を脅かすもの、アルコール類、たばこ、青少年の健全な育成に障害を及ぼす図書等。

#### (8) サービス

次に掲げるサービスを提供しなくてはならない。なお、サービスの内容は、貸付期間中に見直す場合がある。

- ①ATMの設置（一般的な金融機関のカードが利用できること。）
- ②コイン式コピー機の設置
- ③クレジットカード、非接触型ICカードまたは電子マネーでの支払い
- ④その他病院が求めるもの（病院が許可したサービスを含む。）

#### (9) イートインスペースの確保

利用者の利便性向上を目的として、売店内にイートインスペースを確保すること。

当該スペースは、患者、家族及び職員が購入した飲食物を喫食できる環境とし、座席数は20席以上確保すること。

なお、車椅子利用者等が円滑に利用できるよう、動線、通路幅、座席配置等に考慮した設計とすること。

(10) 営業に伴う関係法令上の手続き

営業に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、全て運営事業者の負担にて行い、申請・届出等の状況を病院に報告すること。

(11) 商品の仕入れ管理方法

商品については、安全性等信頼できる業者から仕入れること。なお、販売商品の瑕疵には担保責任を負うこと。取扱商品は適温管理を行い、鮮度・品質保持に努め、消費期限を遵守すること。また、商品の安全管理には十分に配慮し、管理責任を明確にすること。

(12) 従業員に対する研修と勤務体制

従業員に対しては、病院という施設の特殊性を考慮し、特に衛生面や接遇面での教育に重点を置いた研修体制を整え、常に良質なサービスの提供に努めること。

従業員の配置については、業務が円滑かつ安全に遂行されるよう留意し適正に人員を配置すること。また、病院内に出入りする従業員に対し、名札または身分証を携帯・表示させること。

(13) 張り紙、看板等の表示又は掲出

許可を受けた場所以外での張り紙、看板等の表示または掲出は認めない。許可を受けた場所での張り紙、看板等の表示または掲出を行う場合は、事前に病院の承認を得ること。

看板等の色彩及び配置については病院と協議し、病院内の他施設との一体性を保つこと。なお、病院から指示があった場合には、事業者は、当該看板等について一時的な移動または撤去を行うものとする。

(14) 廃棄物の回収

販売商品から生ずるゴミや納品用のダンボール等、運営事業者の営業に伴い生ずる廃棄物の回収については、病院の指示に従い、運営事業者の負担により責任をもって行うこと。また、環境問題に配慮した適正な回収を実施するために、常に廃棄量を把握し、廃棄物の発生を抑制するとともに、再資源化を促進するよう努めなければならない。

(15) 緊急時の対応

大規模災害時における物資の提供等、病院に対するバックアップ体制を整えること。院内患者給食を提供する調理場において、食中毒（ノロウイルス感染症等を含む）その他の事由により給食提供が一時的に困難となった場合において、病院から要請があった場合は、運営事業者は協力するものとする。

事故や犯罪等、若しくは事故や犯罪等に準じる事態が発生した場合は、患者さんや来院者への影響回避を最優先事項として適切に対処すること。また、発生した事項、その原因、影響範囲、対処方法等をまとめ、病院に報告すること。また、営業時間内外における事故や犯罪発生時の連絡体制を書面にて予め病院へ届け出ること。

- (16) 飲料自動販売機、マスク自動販売機等の設置について  
自動販売機の設置については、下記使用条件を必須とする。

【飲料自動販売機】

- ①販売機本体のデザインは公序良俗に反しないものとし、病院内の環境に適合したものとすること。
- ②販売機本体の設置に関しては、できる限り施設の軸体に負担のかからない方法で転倒防止策等の安全な設置を施すこと。
- ③商品補充、金銭管理等の自動販売機の維持管理は、運営事業者が行うこと。また、常に商品の売り切れが無いよう努めること。
- ④衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守すること。
- ⑤販売商品から生ずるゴミや空容器等の廃棄物の回収ボックスの設置及び回収は、病院の指示に従い、運営事業者が行うこと。
- ⑥飲料の販売申請等、自動販売機を設置し飲料等を販売するにあたり、必要となる関係手続きについては関係法令を遵守し、運営事業者の責任において行うものとし、その結果について病院へ報告を行うこと。
- ⑦稼働時間は24時間とすること。

【マスク自動販売機】

- ①販売機本体のデザインは公序良俗に反しないものとし、病院内の環境に適合したものとすること。
- ②販売機本体の設置に関しては、できる限り施設の軸体に負担のかからない方法で転倒防止策等の安全な設置を施すこと。
- ③商品補充、金銭管理等の自動販売機の維持管理は、運営事業者が行うこと。また、常に商品の売り切れが無いよう努めること。
- ④稼働時間は、24時間とすること。

- (17) その他の条件

- ①定期的にアンケート等を実施し、利用者の意見を反映すること。
- ②貸付財産を転貸し、または使用権の譲渡をしてはならない。
- ③病院に関する以下の実施について、病院から要請があった場合、全面的に協力すること。
  - ・電気設備点検及びその他の点検
  - ・施設の修繕、改修工事
  - ・その他病院運営上必要な事項
- ④従業員の駐車場が必要な場合は、運営事業者にて用意すること。

⑤その他、営業に際し必要な事項が発生した場合は、病院と協議すること。

(18) 維持管理責任

①売店内設備や自動販売機等の維持管理、修繕、交換及びメンテナンス等の費用は、原則として運営事業者の負担とする。

②売店内及びその周辺等の清掃並びに消毒は運営事業者が行うこと。

(19) その他売店等を運営するにあたっては、関係法令等を遵守すること。

## 7. 環境配慮事項

- (1) 業務を実施するにあたっては、大和市役所環境マネジメントシステムの「環境方針」の主旨を理解し、遂行すること。
- (2) 当院への提出書類及び添付書類については、原則として再生紙を使用すること。
- (3) 施設内では、出来る限りエレベーターを使わずに階段を利用すること。
- (4) 当院へ搬入する製品の梱包材等は簡易にするとともに、持ち帰ること。
- (5) 業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底すること。
- (6) 大和市立病院消防計画に協力すること。
- (7) 業務を実施するにあたっては、大和市路上喫煙の防止に関する条例の主旨を理解し、遂行すること。
- (8) 病院建物内及び病院敷地内は、全て禁煙区域であることに配慮すること。
- (9) 院内に入館する際には、社員証又は当院指定の名札を着用し、入館を許可されたことを明らかにすること。
- (10) 本仕様書に定める業務の履行に際して、病院が必要と認めるときは、業務実施状況に関する確認を求めることがあるので、これに対応すること。また、業務の手法等に関する改善について、必要に応じて協議すること。